

会議録

会議の名称	平成 27 年度第 1 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 27 年 10 月 27 日（火曜日）午後 7 時から 8 時 10 分
開催場所	田無庁舎 4 階 第 3 委員会室
出席者	出席委員：金石委員、田代委員、千葉委員、平山委員、村田委員、石田委員、指田委員、仲川委員、長谷田委員、清水委員、土方委員、梅田委員、渡邊委員、芦野委員 欠席委員：浅野委員 事務局：副市長 池澤、市民部長 宮寺、保険年金課長 森谷、国保給付係長 定留、国保加入係長 後藤、国保徴収係長 清水、国保給付係 藤野
議題	議題 1 諮問事項 平成 28 年度 国民健康保険料のあり方について
会議資料の名称	資料 1 平成 27 年度西東京市国民健康保険運営協議会委員名簿 資料 2 西東京市国民健康保険条例 資料 3 西東京市国民健康保険運営協議会規則 資料 4 西東京市行政機構図 資料 5 西東京市国保加入者の状況 資料 6 平成 26 年度国民健康保険特別会計決算の概要 資料 7 平成 26 年度決算の分析表（保険料賦課区分別） 参考資料 1 諮問第 2 号に対する答申書（写）（平成 27 年 1 月 29 日） 参考資料 2 国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）
記録方法	<input type="checkbox"/> 前文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	<p>（開会）</p> <p>○事務局：</p> <p>平成 27 年度第 1 回国民健康保険運営協議会を開会します。</p> <p>まず、本日の会議は定足数に達していることをご報告します。</p> <p>国民健康保険運営協議会について説明します。</p> <p>国民健康保険におきましては、市長の諮問を受け、諮問事項の意見の交換や調査、審議、さらに市長への意見の具申を行うための諮問機関として国民健康保険運営協議会を設置することが、国民健康保険法第 11 条で定められています。</p> <p>本市の運営協議会は、国民健康保険条例第 2 条により、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員の 3 つの代表、各 5 名、計 15 名で構成することとなっています。</p>

委員の任期は2年で、協議会の会長、会長代行は、国民健康保険法施行令第5条により、中立的な立場の公益代表の中より選ばれることとなります。

また、会議の開催に当たりましては、西東京市国民健康保険運営協議会の傍聴に関する実施基準の第2-2項に基づきまして、委員の過半数の同意があれば傍聴人の入室を許可することができることとなっています。

運営協議会における会議録は、市民参加条例第9条、会議録の作成及び公開、同条例施行規則第4条、会議録の作成の基本方針などにより、発言者の発言内容ごとの要点記録とさせていただきます。

会議開催時に、会議録の署名委員を会長より2名指名していただき、作成された会議録の確認及び署名のお願いをします。

傍聴者はいますか。

(いません。)

・各委員紹介

○事務局：

資料1の名簿に沿って自己紹介をお願いします。

(各委員より自己紹介)

・会長、会長代行の選出

○事務局：

国民健康保険運営協議会の会長及び会長代行につきましては、公益代表委員5名の中から、委員全員の選挙により選出することと定められています。公益代表委員の皆様で会長及び会長代行の候補者を決めていただき、その後、委員の皆様方全員の承認をいただくこととしたいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局：

それでは、公益代表委員の皆様は、別室にお移りいただき、会長及び会長代行の候補について御協議をお願いします。協議している間は、暫時休憩とします。

(午後7時11～16分 休憩)

○事務局：

休憩を閉じて会議を再開します。どなたか御報告をお願いします。

○芦野委員：

協議の結果、会長候補に清水委員、会長代行候補に土方委員と決まりましたので御報告します。

○事務局：

ただいま、会長候補に清水委員、会長代行候補に土方委員とのご報告がございました。報告のとおり、承認することで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局：

異議なしと認めます。委員の皆様の御承認をいただき、会長、会長代行が決まりましたので、会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

(会長は会長席、会長代行は会長代行席に着く)

・会長、会長代行挨拶

(会長、会長代行の挨拶)

・会議録署名委員の指名

○清水会長：

今回の会議録署名委員は、金石委員と田代委員に依頼します。

### 議題 1 諮問事項 平成 28 年度 国民健康保険料のあり方について

○清水委員：

それでは、議題に入ります。諮問事項となります。

○副市長：

諮問第 1 号

平成 27 年 10 月 27 日

西東京市国民健康保険運営協議会会長 清水文子殿

西東京市長 丸山浩一

西東京市国民健康保険運営協議会への諮問について

標記の件について、西東京市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定により、下記のとおり諮問いたします。

・諮問事項

「平成 28 年度国民健康保険料のあり方について」

○清水委員：

ただいま諮問を頂戴しました。

審議に入ります。本日の資料の説明をしてから質疑をしていただきたいと思います。

・平成 26 年度決算報告について

○事務局：

(配布資料の確認及び説明)

○清水会長：

ご質問をお願いします。

○石田委員：

医療費については、ある程度自然増となりますが、税と社会保障の一体改革による消費税の引き上げに伴い、国や都の補助金等は増えるのですか、また一般会計からの繰入金が増えていきますか。

○事務局：

まず、消費税率が 8 パーセントに上がり、国の施策で、保険者支援という形で平成 26 年度から一定程度支援を受けています。また、低所得者に対する軽減措置に対しても、あわせて平成 26 年度から拡大されている状況です。

一般会計からの繰入金は、平成 25 年度決算の赤字繰入は 19 億円でしたが、平成 26 年度は 18 億 8,000 万円で、2,000 万円赤字繰入が減っている状況です。

○石田委員：

今後、10 パーセントに上がったときも市の歳入は増えるのですか。

○事務局：

平成 30 年度の広域化に向けて、国からの支援金も増額されるということは聞いています。ただ、どの部分が増額されるかということについてはいろいろな考え方が出ています。例えば市町村が徴収率を上げたらその分を補填するなど、いろいろメニューを想定しながら検討されていますので、その辺の状況を見ながら、今後、市として検討していきたいと考えています。

○石田委員：

財源的な見通しがないと、繰入金が増えてしまうということになるので、国保運営が立ちゆかなくなる可能性があると思います。

○事務局：

基本的には、赤字繰入を削減する方向というのは常に念頭に置いており、その辺を見据

えながら、国と都の広域化等の状況も踏まえて財政運営を行っていきたいと考えています。

○清水会長：

資料 6 の 2 ページ、「(9) 保険付加給付費の状況」の結核・精神医療給付金が、結構、件数がありますね。結核が多いという話も聞きますがどうですか。

○事務局：

精神のほうが多く、件数は昨年度同じ位で推移している状況です。

○清水会長：

基金積立金は昨年度 1 億円でしたか。

○事務局：

そうです。答申を踏まえ、財政当局と調整し、何とか今回、初めて 1 億円を積み立てることができました。

○平山委員：

来年度の一般会計からの繰入金はいくらぐらいを考えていますか。ここ何年かで少しずつ減少し、以前から比べると大分減っていると思います。また、来年度も 17 億とか 18 億位繰入してもらおうのですか。

○事務局：

赤字繰入について、先ほど、平成 26 年度は 18 億 8,000 万円と説明しましたがけれども、これは決算状況で、平成 27 年度予算は約 21 億円となっています。これが決算でどうなのかというところは一つあるかと思います。

ただ、赤字繰入につきましては、なるべく減らしていきたいという意向がありますので、広域化等も見据えながら、平成 28 年度についても減少の方向でいきたいと考えています。

○清水会長：

平成 26 年度は 1 億円積み立てることができましたけれど、今年度は未定ですか。

○事務局：

はい。

○平山委員：：

平成 27 年度は、半年経過した時点ですが、現在のところ、支出は増えているのか減っているのかということについて、簡単でいいので教えてください。

○事務局：

今のところ、予算ベースでいっているような状況です。

○清水会長：

それでは、質問がないようですので、26年度の会計決算についてはよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

・その他

○事務局：

(配布参考資料の説明)

○清水会長：

当運営協議会では、保険料額を決めなくて済むのですか。

○事務局：

標準の保険料率を東京都が決めて、西東京市はこのぐらいが標準というのが示されます。それに基づいて、運営協議会の中で保険料率を決定していただくこととなります。

○平山委員：

広域化されたときに、その都道府県で、一律1人当たりいくらという金額ではないということですか。

○事務局：

現状では、23区は同一保険料率で、多摩26市について各市ばらばらとなっています。広域化という方向性があり、また後期高齢者医療に加入する75歳以上の方は、都内同一保険料率です。そういうところから考えると、将来的には目指すと想定はしますけれども、早急にできるものではないので、時間をかけてということになるかと思われます。

○平山委員：

最初にその話を聞いたときには一律になるようなことで聞いていたので、平成30年からすぐに料率などが一緒になると思っていました。

○清水会長：

何となくそんな感じがしましたね。昨年末皆さんに検討していただいて、平成30年までにはということで、賦課方式を3方式から2方式にと、皆さんで知恵を寄せ合ったのです

けれども、そこまでは持っていったほうがいいわけですね。

○事務局：

そうですね。基本的には、23区は2方式を使っていますし、26市も10市以上が2方式を使っています、各市2方式に移行するという考えを持っているようです。

○石田委員：

納付金を都に納付し、医療費としてかかった分は都から支払われるということですか。

○事務局：

納付金として市が納め、保険給付費については全額、都からもらうことになります。市だけでやっていたものを、都に納付し、支払いを受けるということになります。

○石田委員：

もらうといっても、必ず赤字になりますけれども、それはどこが補填するのですか。

○事務局：

各市が納める納付金が決まり、それに基づいて各市の標準保険料率が決まります。

○石田委員：

都が補填するのですか。

○事務局：

都が補填するということはありません。

○石田委員

やはり市が補填するのですか。

○事務局：

そういうことだと想定しています。

○石田委員：

今までと変わらないということですか。将来的には変わるのですか。やり方は余り変わらないのではないですか。

○事務局：

激変緩和ということも想定されますので、いきなり制度が変わるということはないと考

えています。当面は同じような形で行い、将来的には統一保険料ということも視野に入れながらやっていくことになるかと思います。

○石田委員：

都はかかった医療費をどの程度出してくれるのですか。

○事務局：

都は、市にこれだけ納めてくださいと示し、それを納めることにより、保険給付については全額都から市に支払われます。

○石田委員

その分しか戻ってこないということですね。

○事務局：

今のところはまだ詳細はわかっていません。今、検討しているところですので、もう少ししたてば見えてくるのかなと思っています。

○清水会長

よろしいでしょうか。それでは、その他で、事務局、お願いします。

○事務局：

次回の運営協議会の開催について、確認させてください。

(次回日程協議)

○清水会長

平成 27 年 12 月 15 日午後 7 時ということで決まりました。

・閉会

○清水会長

それでは、予定した議題を終わりましたので、きょうはこれで閉会にしたいと思います。ありがとうございました。

以上